

平成30年3月8日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
会 社 名 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 代表執行役社長 グループCEO 鬼頭 弘泰
(コード番号: 7177 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 常務執行役 グループCFO 山本 樹
T E L 03-6221-0183
U R L <https://www.gmofh.com/>

当社子会社（GMOコイン株式会社）に対する業務改善命令について

当社子会社であるGMOコイン株式会社（以下、「GMOコイン」といいます。）は、本日、実効性あるシステムリスク管理態勢が構築されていないとして、関東財務局より、資金決済に関する法律第63条の16に基づく業務改善命令を受けました。

本件につきまして、お客様をはじめ当社株主の皆様ならびに関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社及びGMOコインは、今回の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、深く反省するとともに、システムリスク管理態勢の強化・充実を図り、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. GMOコインに対する業務改善命令の内容

仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため、以下に掲げる事項について業務の運営に必要な措置を講じること。

(1) 実効性あるシステムリスク管理態勢の構築

経営陣は、システム障害の発生している根本原因を分析・究明し、その具体的な対応策を策定するとともに、業容の拡大等実態に応じた実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。

(2) 上記(1)に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を、平成30年3月22日までに書面で提出すること。

(3) 上記(2)の業務改善計画の実施完了までの間、1ヶ月毎の進捗・実施状況を翌月10日までに書面で報告すること（初回報告基準日を平成30年3月末日とする）。

2. 今後の見通し

本件による連結業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上